

平成27年3月30日

各 位

会 社 名 株式会社 ク レ ス コ
代表者名 代表取締役社長 根元 浩幸
(コード番号 4674 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 米崎 道明
(TEL 03-5769-8011)



監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月19日開催予定の第27回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」を平成27年6月19日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

(2) 移行の時期

平成27年6月19日に開催を予定している当社第27回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下、改正会社法といいます。)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- ②インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できる旨の規定を新設するものであります。
- ③監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うこととなる旨の規定を新設するものであります。
- ④改正会社法により、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成27年6月19日

定款変更の効力発生日(予定) 平成27年6月19日

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社 クレスコと称し、英文では、CRESCO₂ LTD. と表示する。</p> <p>第 2 条～第 4 条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条【条文省略】</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 7 条～第 12 条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条【条文省略】</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第 15 条～第 17 条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 18 条【条文省略】</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社 クレスコと称し、英文では、CRESCO LTD. と表示する。</p> <p>第 2 条～第 4 条【現行のとおり】</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条【現行のとおり】</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>第 6 条～第 11 条【現行のとおり】</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条【現行のとおり】</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条【現行のとおり】</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 15 条～第 17 条【現行のとおり】</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 18 条【現行のとおり】</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は12名以内とする。 <u>2. 監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 【条文省略】 3. 【条文省略】</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 【新 設】 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 【新 設】</p>	<p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 【現行のとおり】 3. 【現行のとおり】</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 2. 【条文省略】 3. 【条文省略】</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 【現行のとおり】 3. 【現行のとおり】</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 【条文省略】</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 【現行のとおり】</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>【新 設】</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>決定の<u>全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その</u>他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その</u>他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程)</p>

現行定款	変更案
<p>第 28 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第 29 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第 30 条【条文省略】</p>	<p>第 31 条【現行のとおり】。</p>
<p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>第 31 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>第 32 条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(監査役の数)</p>	<p>【削 除】</p>
<p>第 32 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p>	<p>【削 除】</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>【削 除】</p>
<p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>【削 除】</p>
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>【削 除】</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>【削 除】</p>
<p>第 34 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>【削 除】</p>
<p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【削 除】</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>【削 除】</p>
<p>第 35 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>【削 除】</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第 36 条 監査役会の招集通知は、会日から 5 日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日から 5 日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p>
<p>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>

現行定款	変更案
<p>第 39 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 41 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	
<p>2. <u>当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 42 条～第 44 条 【条文省略】</p>	<p>第 37 条～第 39 条 【現行のとおり】</p>
<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p>
<p>第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 40 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p>
<p>第 46 条 【条文省略】</p>	<p>第 41 条 【現行のとおり】</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p><u>(事業年度)</u></p>	<p><u>(事業年度)</u></p>
<p>第 47 条 【条文省略】</p>	<p>第 42 条 【現行のとおり】</p>
<p>【新 設】</p>	<p><u>(剰余金の配当等を決定する機関)</u></p>
<p>第 48 条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>第 43 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。</u></p>
<p><u>(期末配当金)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 48 条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	
<p><u>(中間配当金)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 49 条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>	
<p>【新 設】</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 50 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>第 44 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>当会社は、第 27 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第 27 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以 上